○農林水産省告示第千百九十一号

出願公表後に品種登録出願が拒絶されたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年八月七日

農林水産大臣　小泉進次郎

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び拒絶年月日
Hydrangea L.	MATSU2023-1	松本正志 長崎県佐世保市針尾東町2999番地	第36943号 令和７年６月３日
〃	MATSU2023-2	〃	第36944号 令和７年６月３日
〃	KEN-1	〃	第36945号 令和７年６月３日
〃	KEN-2	〃	第36946号 令和７年６月３日
Petunia Juss.	KEIPERURIHEM	京成バラ園芸株式会社 千葉県八千代市大和田新田755番地	第36409号 令和７年６月５日
〃	TX1033	タキイ種苗株式会社 京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地	第36443号 令和７年６月５日

○環境省告示第二号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、令和七年六月二日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

令和七年八月七日

農林水産大臣　小泉進次郎
環境大臣　浅尾慶一郎

承認番号　25―46Ｖ―0001

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	ゾエティス・ジャパン株式会社 代表取締役社長　加藤　克利 東京都渋谷区代々木三丁目22番７号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	伝染性ファブリキウス嚢病ウイルス由来ＶＰ２蛋白質発現遺伝子及びニューカッスル病ウイルス由来Ｆ蛋白質発現遺伝子導入七面鳥ヘルペスウイルスHVT-IBD-ND #42-#30 LP C2株（IBDV *VP2*-NDV *F, Meleagrid herpesvirus 1*）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	①　運搬及び保管（生活力を有する遺伝子組換え生ワクチンを保有する接種動物の運搬及び保管を含む。） ②　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第14条第３項の規定に基づき提出すべき資料のうち臨床試験の試験成績に関する資料の収集を目的とする試験（以下「治験」という。）に該当する場合は、同法第80条の２第２項の規定に基づき届け出る治験計画届出書及び動物用医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成９年農林水産省令第75号）第７条の規定に基づき作成する治験実施計画書に従った使用 ③　医薬品医療機器等法第14条第１項の規定に基づく承認申請書に従った使用（④に該当する行為は除く。） ④　接種（鶏への接種） ⑤　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の２の規定に基づき定める感染性産業廃棄物の処理基準に従った接種後の器具及び使用残さの廃棄 ⑥　⑤以外の廃棄（生活力を有する遺伝子組換え生ワクチンを保有する接種動物の廃棄に伴う場合を含む。） ⑦　①から⑥に付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	―

○国土交通省告示第七百九十五号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月七日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年八月七日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
常磐自動車道	いわき市山田町一〇八番六から同市山田町長沢三六番五まで	令和七年八月七日十五時

○国土交通省告示第七百九十六号

新石垣空港について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年八月七日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　設置者の氏名及び住所　沖縄県　沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号

二　空港の名称及び位置　新石垣空港　沖縄県石垣市

三　変更した事項

空港の名称　石垣空港

○国土交通省告示第七百九十七号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百二十六条第五項の規定に基づき、航空法第百二十六条第五項の国土交通大臣の許可を必要としない空港等の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年八月七日

国土交通大臣　中野　洋昌

航空法第百二十六条第五項の国土交通大臣の許可を必要としない空港等の指定に関する告示の一部を改正する告示

航空法第百二十六条第五項の国土交通大臣の許可を必要としない空港等の指定に関する告示（平成十二年運輸省告示第二百四十七号）の一部を次のように改正する。